

平成30年3月23日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成29年度3月期）

総務省は、平成29年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を
3月23日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

26,056百万円

2 現金交付

平成30年3月29日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：鈴木理事官・藤原係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

**平成29年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)**

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市 町 村 分
1 北海道	596	558
2 青 森	167	83
3 岩 手	183	91
4 宮 城	228	248
5 秋 田	148	73
6 山 形	199	99
7 福 島	284	141
8 茨 城	376	188
9 栃 木	249	124
10 群 馬	386	193
11 埼 玉	831	549
12 千 葉	618	406
13 東 京	1,326	662
14 神奈川	622	870
15 新 潟	215	207
16 富 山	145	72
17 石 川	148	74
18 福 井	97	48
19 山 梨	130	64
20 長 野	326	160
21 岐 阜	261	130
22 静 岡	566	598
23 愛 知	981	827
24 三 重	228	115
25 滋 賀	175	88
26 京 都	207	254
27 大 阪	872	878
28 兵 庫	684	539
29 奈 良	161	78
30 和歌山	111	54
31 鳥 取	65	31
32 島 根	93	46
33 岡 山	221	231
34 広 島	279	276
35 山 口	187	93
36 徳 島	117	58
37 香 川	177	88
38 愛 媛	175	87
39 高 知	96	46
40 福 岡	690	771
41 佐 賀	196	98
42 長 崎	188	94
43 熊 本	171	186
44 大 分	175	88
45 宮 崎	249	124
46 鹿児島	274	136
47 沖 縄	176	86
合 計	15,047	11,010

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入（運用益を含む。）から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- （例示）
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく（ガードフェンス、防護柵）
 - ・ 道路反射鏡（カーブミラー）

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2：1：1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない（この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。）。

6 交付時期

年2回（9月及び3月）

7 交付総額算定までのフローチャート

